

一般社団法人 食・環境改善機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人食・環境改善機構と称する。

(目的)

第2条 当法人は、食及び環境改善を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 食及び環境改善に関する事業
- 2 有機微生物農法の研究及び普及啓発に関する事業
- 3 放射能除染に関する事業
- 4 再生可能エネルギーの普及及び啓発に関する事業
- 5 上記の各事業を行っている団体等への支援
- 6 前各号に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福島県喜多方市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 社員総会の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して文書により予告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総

会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選任する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第18条 当法人の理事は、3名以上15名以内とする。

(理事の選任)

第19条 当法人の理事は、社員総会で選任する。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事会の設置)

第21条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事及び役付理事)

第22条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選任する。

2 前項の代表理事を、理事長とする。

3 理事会は、必要に応じて理事の中から副理事長2名を選定することができる。

(理事会の招集権者)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の議事の省略)

第25条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第26条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 監事

(監事の設置)

第27条 当法人は、監事を置く。

(監事の員数)

第28条 当法人の監事は、1名以上3名以内とする。

(監事の選任)

第29条 当法人の監事は、社員総会で選任する。

(監事の任期)

第30条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(監事の報酬及び退職慰労金)

第31条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成26年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	白	岩	孝	一
設立時理事	高	久	光	雄
設立時理事	加	藤	紘	一
設立時理事	高	木	厚	保
設立時理事	高	久	欣	也
設立時理事	駒	形	直	廣
設立時理事	今	井	倉	八郎
設立時理事	鶴	名	山	不二男
設立時理事	齋	藤	光	子
設立時理事	佐	藤	光	信
設立時理事	芳	賀	滋	介
設立時代表理事	白	岩	孝	一
設立時監事	五十	嵐	守	利
設立時監事	室	井	妙	子

(附則)

- 1 この定款は、平成26年6月21日から施行する。
- 2 変更後の第33条の規定にかかわらず、変更日の属する事業年度は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。